

5 返還の免除^{めんじょ} (関係様式：12ページ)

次のような場合、申請により奨学金の返還を免除することがあります。

免除を希望する場合は、返還免除願（様式第14号：12ページ参照）に必要な事項を記入し、所定の証明書を添付して財団に提出してください。

(1) 死亡による免除

本人が死亡し返還ができなくなったときに返還免除を申請する場合は、次の書類が必要となります。

- ①返還免除願（連帯保証人署名）
- ②（死亡した奨学生本人の）戸籍抄本、個人事項証明書等の公的証明書

(2) 著しい障害による免除

本人が、著しい障害を受け労働能力を喪失した場合等、奨学金を返還することができなくなったときに返還免除を申請する場合は、次の書類が必要となります。

この理由による申請を行う際は、事前に財団あてご相談ください。

- ①返還免除願（本人又は連帯保証人署名）
- ②医師又は歯科医師の診断書（財団所定の用紙）
- ③身体障害者手帳等の写し
- ④その他、返還できない状況を証する書類

6 返還に関する届出

住所等に変更があった場合には必ず届け出てください。届出がない場合、当財団からの重要な通知が届かなくなり、本人や連帯保証人にとって不利になることがあります。

(1) 転居（転籍）・改氏名・勤務先変更届（関係様式：9ページ）

転居等により本人や連帯保証人の情報に変更がある場合は、郵送又はFAXで届け出てください。

この変更については電話でも受け付けていますので、返還開始前・猶予期間中等であっても、変更があった場合は必ず届け出てください。

(2) 連帯保証人変更届兼誓約書（関係様式：10ページ）

連帯保証人の死亡等により変更の必要が生じた場合は届け出てください。

連帯保証人を変更する場合は、必ず新たに連帯保証人となる人が自署・押印し、
印鑑登録証明書を添付して提出してください。